貸借対照表の要旨 (単位:百万円)

資産	流	動		資	産	92,055	102,791	10,809	1,563	8,103	17,406	1,896	2,484	14,037	6,882	943	0
	固	定		資	産	_	-	88,453	_	12,144	80	27	11,214	141,844	49,278	12	_
	繰	延		資	産	_	_	_	_	650	47	1	7	16	2	0	_
	資	産		合	計	92,055	102,791	99,262	1,563	20,897	17,533	1,924	13,705	155,897	56,162	955	0
負債	流	動		負	債	9,954	563	38	1	970	807	165	718	133,080	36	102	0
	固	定		負	債	14,444	_	_	_	1,105	348	321	3,479	232	25,298	105	_
	負	債		合	計	24,398	563	38	1	2,075	1,155	486	4,197	133,312	25,334	207	0
純資産	資	本	剰	余	金	_	-	_	_	12,174	429	241	15,299	_	_	24	_
	利	益	剰	余	金	67,657	_	_	_	6,648	15,949	1,197	△ 5,791	22,585	30,828	724	_
	厚生	年金保障	魚給 付	組合	積立金	_	102,228	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	退職	等年金	給付	組合和	漬 立 金	_	_	99,224	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	経 過	的長期	給付	組合和	漬 立 金	_	_	_	1,562	_	_	_	_	_	_	_	_
	純	資	産	合	計	67,657	102,228	99,224	1,562	18,822	16,378	1,438	9,508	22,585	30,828	748	_
負	債	· 純	資	産	合 計	92,055	102,791	99,262	1,563	20,897	17,533	1,924	13,705	155,897	56,162	955	0
						1 6	デブリのためルボ! 海風は日脚町共同草地は				<del>\$</del> □			LA DL MI	1人後の土地		

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳代の男性 上記の者は、令和元年5月16日午前8時49分頃、 空き家である大阪府柏原市大字高井田603番地山 本方において、家人によって階段上で死亡してい るのが発見されました。遺体は火葬に付し、遺骨 を保管していますので、お心当たりの方は当市福 祉総務課までお申し出ください。

令和元年7月30日

大阪府

柏原市長 冨宅 正浩

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30歳代後半から 50歳代前半の男性、身長155.7~166.6cmと推定、 作業着上下

上記の者は、平成30年11月25日に島根県浜田市 津摩町840番地6 JFしまね浜田支所津摩出張所 の北方約350~400mの山中で発見されたもので、 身元不明のため火葬し、遺骨は日脚町共同墓地に 安置しています。心当たりの方は当市健康福祉部 地域福祉課まで申し出てください。

令和元年7月30日

島根県

浜田市長 久保田章市

## 公示送達

山田都市計画事業山田地区震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第1項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

令和元年7月30日

山田都市計画事業

山田地区震災復興土地区画整理事業

施行者 山田町

代表者 山田町長 佐藤 信逸

記

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名 住所 岩手県下閉伊郡山田町山田第11地割18番 地1 県営北浜アパート409号

氏名 佐藤 賢一

2 通知の内容

文書番号 建第10号 平成31年4月11日 権利者の住所及び氏名

住所 下閉伊郡山田町長崎一丁目9番1号 氏名 佐藤 賢一

従前の土地

所在 下閉伊郡山田町長崎一丁目9-1 地目 宅地

登記地積 92.07m<sup>2</sup>

基準地積 92,07㎡

所有権以外の権利又は処分の制限

乙1番根抵当権 全部

権利価額 2.416.352円

換地処分後の土地

街区番号 24街区

所在 下閉伊郡山田町長崎一丁目109-1

地目 宅地

地積 92.07㎡

所有権以外の権利又は処分の制限

乙 1 番根抵当権 全部

権利価額 2,415,904円

清算金 供託すべき金額 448円

## (教示)

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に岩手県知事に審査請求をすることができます(審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日(その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日)から6箇月以内に山田町を被告として取消訴訟を提起することができます。